

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

♣ 月次減税の対象

Q : 月次減税は、給与のほか賞与なども対象になりますか？

A : なります。

【解説】

月次減税の対象となる給与等とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与とされており、その名称にかかわらず、各種手当や現物給与、賞与課税される一時金等についても給与所得に該当するものは対象となります。

また、月次減税額は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することとされており、その最初に支払う給与等が賞与であるか通常の給与であるかは問われません。

したがって、6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その賞与から先に月次減税額を控除することになります。

なお、月次減税額は、令和6年6月以後に支払われる令和6年分の給与等に係る源泉徴収税額から控除することとされていますので、たとえば、令和6年分の5月の未払給与が6月以後に支払われることとなったときでも、その控除前税額から月次減税額を控除することになります。

ただし、令和5年分の未払給与を令和6年6月に支払う場合は控除することはできませんので、注意してください。

